「奈良県人権施策に関する基本計画」の改定 にあたっての意見募集の結果について

奈良県の中長期的な人権施策の指針となる「奈良県人権施策に関する基本計画」は、2004(平成 16)年の策定以来、15年を経過しました。この間、社会経済情勢の変化等を背景に、性的マイノリティへの偏見、様々なハラスメントやひきこもりの問題など新たな人権問題が顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化してきました。

また、いわゆる人権三法(「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」)が制定され、奈良県においても昨年3月に議員提案により「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。

2018 (平成 30) 年に実施した「人権に関する県民意識調査」においては、依然として同和地区や障害者、外国人などに対する偏見や差別意識があることがわかりました。

このような状況を踏まえ、人権問題に対して、県、市町村、関係機関・団体、企業、県民等が 主体的に連携・協働して、より一層取組を推進するための、中長期的な施策方針を示すものとし て、改定することとしました。

これにあたって、「奈良県パブリックコメント手続に関する指針」に基づき、県民の皆様から、 上記基本計画改定案についてご意見を募集したところ、下記のとおりご意見をいただきました。 誠にありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見を参考に、「奈良県人権施策に関する基本計画」として策定いたしました。

ここに、皆様からの意見及びこれに対する県の考え方をお示しします。

1. 意見募集の概要

- (1) 意見募集の対象
 - 「奈良県人権施策に関する基本計画(骨子)」改定案
 - 「奈良県人権施策に関する基本計画」改定案
 - 「奈良県人権施策に関する基本計画」改定案別冊資料編
- (2)募集期間

令和2年3月5日(木)~令和2年3月23日(月)正午

(3)募集方法

奈良県ホームページ、県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー(県内4ヶ所) 奈良県くらし創造部人権施策課(県庁主棟2階)において、「奈良県人権施策に関す る基本計画(骨子)」改定案等を公表

(4)提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ

2. 提出意見等の概要

(1) 意見等提出数

· 意見等提出者(団体)数 ··· 18人(団体)

•意見等提出数 … 40件

(2)提出方法別提出者(団体)数

・電子メール … 9人(団体)

郵送 … 0人ファクシミリ … 9人

(3)項目別意見等の数

第1章 基本的な考え方…0件第2章 人権問題を取り巻く動向と課題…17件第3章 様々な人権問題に共通する施策の推進…2件第4章 施策の展開…19件第5章 計画の推進…0件分類できないもの…3件

(複数の項目にまたがるご意見があるため、合計数は(1)に記載の提出意見数と 一致しません)